入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和２年９月15日
支出負担行為担当官
栃木刑務所長　岡本　昌之
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　09
1　掲載日　令和２年８月28日（号外政府調達第159号）
2　訂正内容　２ページ４段38行目、２⑶中「令和１・２・３年度法務省競争参加資格（全省庁統一規格）において、「物品の販売」または「役務の提供等」であってＣ以上の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。」を「令和１・２・３年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」または「役務の提供等」であってＣ以上の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、直近下位の等級であっても、本件契約と同程度の履行実績を有する者については、当該実績を証する書面を提出の上、別途審査により認められた場合には、入札に参加することができる。」に、３ページ２段６行目、５⑹③「Have grade “A, B, C, or D in offer of services etc.” in terms of the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.」を「Have grade A, B or C “Sale of product” in terms of the qualification for participating in tender related to the ministry of Justice (the standardized qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021. If you have some experiences of the execution similar to this contract, you can participate in the bid by submitting the document which is able to proof that experience, being permitted through another examination, even if your latest grade was lower.」にそれぞれ訂正する。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和２年９月15日
支出負担行為担当官
海上保安庁次長　石井　昌平
支出負担行為担当官
気象庁総務部長　藤原威一郎
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　掲載日　令和２年５月18日（号外政府調達第88号）
2　訂正内容
16ページ目３段目48行目を削除する。
16ページ目４段目２行目から３行目を削除し、14. 重油買入（拓洋　凌風丸分）16回目約334ＫＬを加える。
16ページ目４段目36行目を削除する。
17ページ目２段目44行目を削除する。
17ページ目３段目25行目を削除する。
17ページ目４段目５行目を削除する。
18ページ目１段目27行目から28行目を削除する。
18ページ目１段目32行目、「523ＫＬ」を「334ＫＬ」に訂正する。
18ページ目２段目19行目を削除する。
18ページ目３段目33行目を削除する。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年９月15日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　鈴木　　亘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発札幌第 20 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　一般国道452号　芦別市　鏡トンネル工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　北海道芦別市
⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝2,318m、トンネル延長：Ｌ＝2,102m、仮設工：一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和７年３月21日まで。
⑹　使用する主要な資機材　二次覆工コンクリート：Ｖ≒16,500㎥、鉄筋：Ｗ≒130ｔ、ロックボルト：Ｎ≒28,500本、鋼製支保工：Ｎ≒1,970基、吹付コンクリート：Ｖ≒11,600㎥
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑿　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、施工者と契約した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。
また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
なお、本試行の実施に当たっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとするが、第三者の品質証明者が確保できない等の場合には、協議するものとする。
⒀　本工事は、一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者（以下、「非選抜者」という。）による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
⒁　本工事は、段階的選抜方式における二次審査に必要な書面の提出時に、積算に必要な見積書の提出を求め、予定価格に反映させる「見積徴収方式」の工事である。
⒂　総価契約単価合意方式の適用
ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
イ　本方式の実施方法としては、
㋐　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
㋑　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。